



しらかわ 議会だより

No.199
2021年8月1日



東濃ヒノキ白川市場協同組合

- 第2回定例会 16の議案を可決・・・・・・・・・・ 2
- 予算審査特別委員会・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 一般質問 4名が町政を問う・・・・・・・・・・ 6
 - ワクチン接種の状況は (梅田みつよ)
 - 白川町のDX戦略の推進を (佐伯好典)
 - 白川町政治倫理条例制定に向けて (藤井宏之)
 - マスク問題への考慮を (服部圭子)
- 第1回臨時会
 - 政務活動費の交付に関する条例の再議について・・10
 - 議会基本条例を制定・・・・・・・・・・・・・・ 14



白川町議会ホームページ

令和3年度 補正予算・条例改正など 16の議案を可決

白川町議会第2回定例会を、6月17日と18日の2日間にわたって開催しました。

今定例会では、4人の議員が一般質問を行い、町政の課題等についての質問、議員定数改正に係る議会活性化特別委員会委員長の報告のほか、補正予算、条例の制定など町長提出の13議案と議員提出の3議案を審議し、いずれも原案を可決しました。

条例の制定

▼白川町役場の位置を定める条例の制定

役場本庁舎の移転に伴い、新庁舎の建設地を白川町河岐一七〇五番地二（パチンコ店敷地）に定めるため、条例を制定する。

▼白川町議会基本条例の制定

議会及び議員の活動指針として、議会の最高規範として位置付け、町民の負託に応えられる議会づくりを目指すため、条例を制定する。（詳細は14頁）

▼白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定

議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部が交付できるよう条例を制定する。

条例の一部改正

▼白川町税条例等の一部を改正

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をする。

▼過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正

過疎地域自立促進特別措置法の失効後も、固定資産税の特例を適用するため、所要の改正をする。

▼白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をする。

▼白川町介護保険条例の一部を改正

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図るため、

所要の改正をする。

▼白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正をする。

▼白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をする。

▼白川町議会会議規則の一部を改正

「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、所要の改正をする。

財産の所得

▼介護浴槽及び介護浴槽搬送車

佐見デイサービスセンターせらぎ園に設置してある介護浴槽等は、平成16年の開所以来17年余を経過し老朽化したので、更新しようとするものである。



▲介護浴槽

●賛否が分かれた議案

○…賛成 ×…反対 △…退席

議案番号	議案名	議決結果	服部副議長	佐伯議員	梅田議員	藤井議員	嶋田議員	渡邊議員	細江議員	安江議員	今井議長
発議第2号	白川町議会基本条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	×	○	△
発議第3号	白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	可決	○	○	○	×	×	×	×	○	○
議第33号	令和3年度白川町一般会計補正予算（第2号）	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	△
再議第1号	白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議について	否決	○	○	○	×	×	×	×	○	○

※発議第3号は、可否同数であったので議長の決するところとなりました。
 ※再議第1号は、議長にも表決権があり賛成をしています。

令和3年度補正予算

一般会計で1億4633万円を追加

今回の補正予算では、一般会計で1億4633万円を追加して、補正後の総額を62億1327万円に、国民健康保険特別会計で20万円を追加して、補正後の総額を9億2120万円に、地域振興券交付事業特別会計で1億8697万円を追加して、補正後の総額を2億2847万円としました。

その主な内容は次のとおりです。

追加された主なもの

(一般会計)

- ・会計年度任用職員給料等 745万円
- ・行政手続等における押印・書面・対面規制の例規見直し支援業務委託料 264万円
- ・公共施設等総合管理計画改定支援業務委託料 220万円
- ・低所得子育て世帯生活支援特別給付金 465万円
- ・医療従事者応援事業 650万円

- ・新型コロナウイルス接種事業 3084万円
- ・町単林道整備事業 200万円
- ・ポイントカード会商品券交付事業交付金 2350万円
- ・地域振興券交付事業特別会計繰出金 2197万円
- ・公共橋梁維持修繕事業 2350万円
- ・避難所機能強化事業 700万円
- ・町民会館維持管理事業 247万円

(国民健康保険特別会計)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 20万円

(地域振興券交付事業特別会計)

- ・プレミアム付地域振興券交付事業 1億8697万円



▲プレミアム付地域振興券

議員の定数は現状の9名を維持

議会活性化特別委員会委員長報告
議会活性化特別委員会 委員長 服部圭子

1 調査の経過について

令和3年3月19日白川町議会第1回定例会(第4日)において、議員定数8名への削減案条例改正発議がされました。その後、議会運営委員会に諮った結果、同日定例会で設置された議会活性化特別委員会において、調査研究し、その結果を6月の白川町議会第2回定例会で報告することが決定されました。

2 調査研究の概要について

現在の白川町議会の定数は9名です。削減の案では人口減に伴う定数の改正の必要性が主張されました。そこで、全国の議員定数を調査したところ、1,000人から10,000人の人口規模の町村における議員の定数の平均は10.37名でした。また、定数について町民が正確な人数を知っているかについてアンケート調査したところ(令和3年5月21日から28日ウェブアンケートによる)57.3%の方が正解でしたが、43%の方が知らない、または10人、8人と間違つて認識されていることがわかりました。また、全国議事長会に、定数改正に関する議会運営について問い合わせたところ、

3 結論

議員定数については、現状の9名を維持することとなりました。

付帯意見

さらに人口減が進んだ場合には、定数を検討すべきという意見がありました。

「今年度選挙を控えたこの時期に議員定数についての条例改正は、町民の不利益となるために行うべきではない」との回答を得ました。

定数削減	現状維持
細江茂樹議員、渡邊昌俊議員	安江孝弘議員、今井昌平議員
嶋田有康議員、藤井宏之議員	梅田みつよ議員、佐伯好典議員

令和3年度補正予算を徹底チェック

●新たな働き方改革雇用確保 対策事業補助金

問 その効果について聞きたい。

答 新たな働き方改革ということで昨年度から移住交流サポートセンターで町内の企業の紹介等をオンラインで行う取組を行っており、企業の魅力を十分引き出せるものと考えます。

●行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し 支援業務

問 見直し支援業務は、書面規制押印対面規制とあるがどのようなか。

答 押印に係る規定がある例規は、数多くあり、本当に押印が必要であるかの洗い出しと、条例や規則の改正までの支援を委託するものである。

●ウェブメディア制作委託料

問 3年ほど前にもホームページの見直しを行っていたが、メディアの総合的な管理も必要ではないか。

答 今あるホームページの変更だけでなく、新しく作るウェブメディアのデザインやページを構成するために必要な費用である。既存メディアの管理についても今後意見を取り入れながら進めたい。

●財政管理事務費

問 行財政改革推進協議会の会議

が1回しか行われていない。ほとんど協議されていない状況は問題ではないか。

答 行革の自身については不十分などところもあり継続しているところである。第6次から第7次に向けて内部でも検討し、仕切り直しすることとしたい。

●がん患者医療用ウィッグ購入 費助成金

問 ウィッグや乳房補正具等についての購入費は2万円以上するが、もともと増額すべきでは。

答 この制度は、県の制度で2万円の購入に対して1/2額の1万円が助成されていたもので、利用者は、県と町と両方への申請が必要であったものを町への申請だけで助成が受けられるよう対応したものである。ただ、実情に照らし総額2万円が低すぎるようであれば、町の上乗せ額を増やすことも検討したい。

●町単林道整備事業補助金

問 ウッドショックの關係で木材需要もあり、林道開設や修繕を希望される方もあると考えるが、制度周知や対象林家、補正額の200万円も含め執行状況はどうか。

答 現在までに申請が3件あり、補助額として61万円となっている。残額としては40万円程度であり、必要であるなら補正予算の要求も考え

たい。今回の200万円は森林組合へ対するものである。

●町民会館維持管理事業

問 当初予算のパイプオルガンの修繕費用140万円では不足ということか。今回と合わせると206万円の修繕費だがどうか。

答 今回の修繕で、現在よりも良くなるかと考えている。修繕については、オルガンの点検もして頂いている町内の専門家をお願いすることとしている。

●防災対策備品購入費

問 防災対策の備品購入費であるが、学校施設には何を揃えて、どのようなになるのか。

答 各ふれあいセンターを基幹避難所として運営するため、簡易テントやつい立などの防災対策備品を購入し、保管倉庫を整備したところである。このコロナ禍において基幹避難所だけで避難者を収容できない場合、各小中学校7校の体育館などを避難所として利用することになる。その場合に防災対策備品を保管する場所が無く、有事の際に必要な数を搬送することは難しいため、予め防災専用の倉庫を整備しようとするものである。

※質疑応答は抜粋して紹介しております。

審査意見（予算審査特別委員会 委員長 梅田 みつよ）

本日、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、一般会計補正予算については賛成多数、国民健康保険特別会計補正予算及び地域振興券交付事業特別会計補正予算については、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回の補正予算では、当初予算編成以降に生じた新型コロナワクチン接種費用、医療機関に対する新型コロナ感染対策補助金、公共施設・学校施設における新型コロナウイルス感染予防対策経費、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金、プレミアム付地域振興券の発行、ウェブ情報発信、町長・町議会議員・衆議院議員選挙に係る経費、会計年度任用職員の人件費の調整などに取り組むこととされ、国や県の制度を有効に活用し、総合的に適正かつ効果的な予算措置を認めるものであります。

当初予算に盛り込まれた事業についても、迅速かつ効率的に推進され、一層の事業効果が上がるよう期待するものであります。

付帯意見

1. コロナ対策の第三次の補助金が交付された。医療機関、従事者への慰労と町の住民に対する支援を中心に、対策事業を有効に活用されたい。
2. プレミアム振興券の交付事業は、できるだけ早期に実施されるよう努められたい。
3. クオーレふれあいの里のwifi整備事業については、整備して終わらないように、その事業目標を定めて進められたい。
4. 町のWebメディア構築について、期待をしているが、今までのメディア事業が、いまひとつその成果を出されていない。到達目標を定めた上で委託事業を推進され、効果がなかった場合は事業見直しを行われたい。
5. 事業予算内容について、必要性は十分理解するが、議論が十分でないものがある。今一度、関係機関で十分に議論し、町民に説明できるものとして取り組まれたい。

反対討論

服部 圭子議員

クオーレのワーケーション事業については、明確な事業目標を示さずにクオーレの里で実施、事業計画の成果が得られるような、予算の執行である十分な説明が得られなかったこと。そして、ウェブメディア制作委託料ではその成果目標を指示した上の契約かどうかについて十分な説明が認められませんでした。委託先には、すでに560万円も予算化されている上での委託料だったので反対しました。さらに、第3セクターやお茶の輸出等、町おこしの事業の成果は、達成されていないばかりか、その事業者に対しても新たな負担を強いているのではないかと感じております。これは事業者の努力の足りなさではなく、依頼者である町が目標設定をしないまま、財政支援をし続けている相手任せの手法の誤りと言わざるを得ません。任期通算8年の最後の決議に際し、行政の町おこし事業について委託の姿勢、成果物目標の設定のないままの予算づけについて大幅な今後の見直しをする強い要望を含め、反対の討論とさせていただきます。

賛成討論

佐伯 好典議員

出口が見えなかったコロナ禍も、ワクチン接種により、ようやく明かりが見えてきたように思います。今回の補正予算では、コロナワクチン接種及び、その体制作りの予算が組まれており、接種を希望される町民に安心かつ迅速に接種される体制を作り、コロナ禍の収束に向けての動きが加速することに期待します。また日頃の医療に加え、コロナ禍で大きな負担をおかけしている医療従事者の方々に対しての商品券配布で、少しでも感謝とねぎらいの気持ちが伝わることを願います。町民に対しても、プレミアム商品券の発行予算が生まれ、コロナ禍でも、少しでも明るい話題の提供になることも願います。クオーレのワーケーション推進のWi-Fi整備やウェブメディアの作成についても、アフターコロナに向け、都市部の人々の意識が変わる中、これをチャンスと捉え、積極的な営業と工夫により、新たな関係人口創出のため、さらなる努力を願います。最後になりますが、コロナ禍から、一刻も早い脱却を目指し、よりよいアフターコロナの変革において、行政、議会の役割はさらに大きく重要であり、町民の期待も大きくなっています。8月の選挙から多くのことが公費で賄われるように改正が行われました。これが少しでも議員のなり手不足解消に繋がり、改選後の議会では、さらなる理解力の向上を目指した活発な議会になるよう期待し、令和3年度一般会計補正予算および2つの特別会計補正予算について賛成をします。

まじの課題を問う (6月17日定例会にて)

一般質問 4人の議員が登壇

問 ワクチン接種の状況は



梅田みつよ 議員

問 令和3年4月より新型コロナウイルス ワクチン接種が進んでいる。白川町における接種の進捗状況はどのようなか。

三宅保健福祉課長

答 医療福祉従事者と施設入所高齢者等の優先接種対象者に続いて、65歳以上の高齢者は7月末の終了を目標に接種を進めている。65歳未満の方についても優先順位を検討しながら接種を進めていく。

問 バスの利用状況はどのようなか。付き添い同行人についてはどのようなか。

三宅保健福祉課長

答 バスは多くの町民にご利用い

ただいている。介護を必要とされる方には、付き添いの方の同行を積極的にお願いしている。

問 これまでの接種の中で、アナフィラキシーショックのような重篤状態の発症はあったか。そういった場合は、どのように連携して対応を行っているか。(または予定か)

三宅保健福祉課長

答 これまで重篤症状の発症した人はないが、もしそういった状況となっても、すぐ緊急救急医療処置に繋がられるよう対策をしている。

問 これからの時期に向け、マスク着用とそれによる熱中症の対策はどのように進むのか。

三宅保健福祉課長

答 関係機関と連携を協議しながら、必要な対策を進めていきたい。

問 接種会場の健遊館は、駐車場等の交通誘導をシルバー人材センターに委託している。接種会場ま



での案内と、交通誘導の人員が不足している。これに対策はないか。

三宅保健福祉課長

答 予算等を、今一度検討し、対策を考えていく。

問 国道41号上麻生防災のトンネル残土は

問 令和2年12月、町長は残土を地場産業の振興に生かしたいと述べられ、補正予算で測量費を計上すると発言した。その後地元具体的な話がないので計画について問う。

横家町長

答 任期中には実現できないが、地場産業へ生かす計画は引き継いでもらいたい。

問 町の公園整備は

問 横家町政で公園整備は実現しなかった点について原因を問う。

長尾企画課長

答 直接要望を聞く機会もなく、検討するに至らなかった。

横家町長

答 個人としては公園などもあった方が良いと思うが、今の町政における優先順位としては高いとは考えていない。大野台は、ふるさと会で枝垂れ桜公園となるよう支援してきた。今後の公園整備は、クラウドファンディングなどを活用してはどうかと考える。

問 横家町長の退任について

問 町長退任にあたり町の未来が描けるように、これまでのようなことを努力され、それはどのように引き継がれるのか。

横家町長

答 近未来の姿は、第6次総合計画に盛り込み、その目標を成し遂げられるように体制を整えてきた。

問 白川町のDX戦略の推進を



佐伯好典 議員

問 行政のデジタル化にはマイナンバーの普及が欠かせないが、町の取り組みと現状を聞きたい。

藤井町民課長

答 なかなか普及が進んでいないのが現状であり、その必要性、メリットを感じにくいことが原因と言われている。現在のところ、本人確認と、確定申告などで利用できるほか、10月には健康保険証として、令和6年には運転免許証との一体化が検討されている。本町においては、子育てに関する手続きを始め、いつでもコンビニで住民票等各種証明書の取得ができるサービスの検討をしている、コンビニ交付については多額の費用がかかるため費用対効果などを総合的に考え判断したい。交付率は5月末現在で約34%、申請後交付待ちを合わせると約40%である。

再質問 他自治体と比べてどうか

藤井町民課長

答 全国では30%、岐阜県全体では約27%である。ここ数ヶ月の伸び率が好調であり、その理由は各地区のふれあいセンターの職員による住民への呼びかけにあると思う、普及にはそういった努力が必要だと考える。

問 デジタル化を推進するための組織づくりが必要だと考えるが、計画はあるか

長尾企画課長

答 デジタル化には役場内と地域内、二つの計画が必要だと考える、まずは役場内のDXを進めるため、プロジェクトチームを立ち上げ課題の洗い出しを行なっていく、推進計画策定にあたり、地域おこし企業人も活用していく。

問 GIGA（ギガ）スクール構想で導入されたタブレットについて使用している学校と使用していない学校があると聞いている。現状はどうか？

鈴木教育長

答 どのように進めるかは学校に任せているので、差があるように思われるのは事実である。ただ、

差というより進め方の特徴であり、やがて差と感じられるものはなくなっていくと考えている。

再質問 来年の4月の統合を控えた佐見と白川ではその是正が必要ではないか？

鈴木教育長

答 GIGAスクール構想以前から一人一台タブレットを導入している学校があるが、高度な内容を扱っているわけではない。中学生がタブレットを道具として使うようにしているものであり、差はないと考えている。

再質問 楽観的ではないか。両校へ現状の認識を促し、教育委員会から指導するべきではないか？

鈴木教育長

答 決して楽観的ではない。GIGAスクールタブレットは使わずにいても、既存のタブレット等は授業で頻繁に使用しており、指導の必要はない。ただし、質問のような声があることについては校長会等で伝えておく。

問 昨年の答弁にあった情報教育研究会の現状と方向性をお聞きたい。

鈴木教育長

答 昨年と一昨年、教育委員会事務局と教務主任、情報教育研究会委員らで小学校におけるプログラミング教育の指導計画を作成し、実践も行っている。また、中3の技術科で使用できるように教材用のドローンも導入している。タブレットを道具として使う場合、いくらでも方法があり、その指導計画は作成しない。ICT活用の教員研修は町教委、県教委で準備している。従って、本年度の情報教育研究会は行わない。タブレット活用の方向性とは、タブレットを自らの課題解決の道具の一つとして使用できるようにすることである。

再質問 中学生への計画は無いと言ったことだが、町として学校全体の推進計画が必要ではないか。

鈴木教育長

答 タブレットは教科指導等で随時使用することによって、児童生徒がこれを道具として使えるようにするものであることをご理解いただきたい。

問 白川町政治倫理条例制定に向けて



藤井宏之 議員

問 「選挙によって選ばれた町長・議員（以下、公職者という）は、町政に携わる責務を自覚し、その品位及び名譽を損なう恐れのある行為を慎み、倫理基準を遵守しなければならない」これは行政法を専門のひとつとする法学者で、九州大学名誉教授の斎藤文男氏による著作『政治倫理条例のすべて』に記された言葉である。

この条例では、仮に政治倫理条例に違反した場合は、政治的制裁を受けることになり、違反者の氏名を必ず公表し、重大な違反には解職もありうるとし、条例違反には、目こぼしなく、社会的制裁を科せられる仕組みになっており、そのような条例をつくる必要があると言われている。住民の代表者たるこれら公職者の政治倫理責任は主権者・住民に対して負う以

上、住民の自身の手によって追及すべきものと考えられる。条例が住民の調査請求権を保障し、住民参加の審査会が違反者に対し必要な措置を勧告すると定めているのはそのためである。

選挙で選ばれた町長・議員は町民の政治に対する信頼確保を両立させなければならぬ。こうした取り組みについての考えをお聞きしたい。

安江総務課長

答 白川町においては、これまでの条例をあえて制定しようとするまでの動きは無かったが、今定例会で議会基本条例を制定されたので、議会が先行して倫理条例制定に動かれるのか、町も足並みをそろえて検討していくのか、いずれにせよ、この条例を制定する事を否定する理由はないので、今後、どのタイミングで制定するか、その必要性を含め議論を重ね研究を進めていければと考えている。

(尚、再質問等で町長・副町長・教育長へも同様な質問をし、同様の回答を得た)

問 マスク問題への考慮を



服部圭子 議員

問 2歳以下のお子さんのマスク着用は危険が大きいと日本小児科医会からの呼びかけがある。子育て支援センター内での対応はどのようなか。

大岩教育課長

答 施設内でマスク着用は求めておらず、保育園の未満児についても同様である。保護者や保育士の着用は必須にしているが、子どもはマスク着用による危険性を考慮し着用なしで生活している。一方で感染予防対策として、保育士が密にならないよう留意し、付き添いながら手洗い、換気や体調管理に心がけ、保育を実施している。

問 WHOでは、5歳以下の子どものマスク着用は不要としている。発達上の問題も指摘されているが、

保育園児のマスク着用についてお聞きしたい。

大岩教育課長

答 昨年5月に出された「保育現場の新型コロナウイルス感染症ガイドブック」では、マスク不要とは言っておらず、町内の3歳以上児はできる限り、マスク着用で園生活を送っている。熱中症の心配に対してはエアコンのある部屋で換気、十分な水分補給に心がけている。保育士の感染対策としては、ワクチン接種等を行い、1日でも早くマスクなしでの保育にすることを望んでいる。

問 小中学生のマスク着用について、ある医師は①熱中症の問題②呼吸による感染リスク③コミュニケーション問題④社交交流システムの構築、精神状態、情緒への問題⑤口元を触る機会が増えるための感染の問題⑥不衛生なマスク管理⑦低酸素の問題の7つの問題があると指摘しているが、どう認識しているか。

答 医師が公表している動画を確認した。これらの問題を解決するために、マスクをしないことになり、それでは感染症のリスクが高まる。従って、例えば①の熱中症の問題は、暑さ指数に注意し、冷房設備の使用や活動に応じた休憩を入れ、水分補給をするなどによって対応している。現在では、マスク着用によるリスク軽減については、マスクを外してもよい時には外し、場にに応じて柔軟に対応することになっている。

問 コロナ感染者重症化
予防対策について

問 新型コロナウイルス感染症は、「静かな肺炎」といわれ、症状が悪くなっても自覚症状がない場合があり、常に血中酸素の濃度をパルスオキシメーターで測り、重症化の早期発見が必要です。自宅待機者に、貸し出す整備と周知をしていただきたい。どのようなになっているか。

答 コロナ感染者、濃厚接触者の情報は、保健所でしか把握されず、重症化予防等に町が積極的に対応するのは難しい状況である。本人からの申し出等により相談があった場合には、可能な限りの対応は必要だと考えている。パルスオキシメーターについては、感染者、濃厚接触者の方が必要となった場合に備えて3台保有している。保健所には町から貸し出し可能なことを情報提供していただけるように依頼している。幸い感染者もそれほど多くなく、現在まで貸し出しはありません。



▲パルスオキシメーター

(その他、腹臥位、漢方薬、禁煙対策について質問がありました)

ゲーミフィケーションの活用で若年層に対する政治への関心を高める「ゲーム限界都市」体験研修

一般社団法人 Do it yourself 代表理事 東 善朗 先生

一般社団法人 Do it yourself では若年層を対象に、楽しんでいるうちに、今まで知らなかった社会問題や政策の存在に気づく「ゲーム限界都市」を開発。18歳選挙権が16年6月からスタートしているが、社会問題や政策に関心を持つ経験がないまま投票を行うケースも少なくない中、若者が慣れ親しむゲームを使って投票率向上にも寄与しうる取組みを行っている、白川町議会では、少子化が進む本町において、次世代を担う子どもたちへのまちづくりの関心を高めるための参考になると考え、7月13日に文教民生常任委員会において体験研修を行った。



第1回臨時会を開催

～政務活動費の交付に関する条例は廃案～

6月28日、白川町議会第1回臨時会を開催しました。これは、先の定例会で可決した、白川町議会政務活動費の交付に関する条例について、町長から「議論が十分にされていない」として議会に再議が求められたもので、再議の結果、賛成議員の数が規定の3分の2に達しなかったため、否決、廃案となりました。

採決の結果、前回と同様の議長を含む5人の議員が賛成、反対議員は4名となり、賛成者数が特別多数議決の要件である3分の2(6名)に至らなかったため、廃案となりました。

再議とは

地方自治法第176条にある、「議会の議決または選挙に対する長の処置」の行使。

議会の議決に異議があるとき、法令もしくは会議規則に違反するとき、または町の予算を減額するような議決をした時に、理由を示して再議に付することができる。

再議の町長の理由

- 1、時間をかけて議論が尽くされた条例とは考えられず、年度2か月での条例制定は理解できないものである。
- 2、報酬とも関係する事案。Webアンケートは期間が短く、偏りを招くアンケートとの多くの声がある。もう少し時間をかけて町民の理解を得るべきではないかと思われる。
- 3、予算を伴うことが想定される本件条例について、執行機関と協議がなされていない。

質 疑

質問内容 質問者（質問順）梅田みつよ、佐伯好典、 服部圭子、安江孝弘	答弁者	答 弁
この再議の正当性に疑問がある。再議は全国でも2年間で16市でしか行使されていない。議会に対する越権行為、議員、議会軽視ではないか。議論して再議を出したのか。	副町長	課長会議で議論した。再議の事例は少なかったが、自治法176条に基づいて、再議の権利を行使した。
町民ウェブアンケート307件に偏りがあるというが、民意の軽視ではないか。アンケートについての多くの声とは、どの程度か。	安江総務課長	アンケートの設問に偏りを感じたと役場OBや、自治協議会長などから多くの疑問の声が寄せられている。
政務活動費は町民の願いである議員の資質向上には必要ではないか。また、必要性を感じているのであれば条例制定を次期の町長へと引き継ぐ意思はあるか。	町 長	おおいに必要である。月に3万円より多くあるべき。時期は今ではないが、政務活動費を作ることについては問題にしているわけではない。町長としても、それを引き継ぐつもりだ。
活性化特別委員会では当初から政務活動費について調査研究し議論した。執行部との協議がされていないとのことだが、執行部との調整にも6回は相談に行ったが、執行部からは1回も調整がなかった。予算に合わせ月に1万円にした。執行部からの歩みよりはなかった点についての説明は。	副町長	それは協議ではない。月1万円が妥当だといったが、私個人の見解だった。再議の理由は金額ではない。歩み寄りも考えてなかった。

賛成討論

服部議員

政務活動費は町民の声から始まったもので、若い議員の育成やプロ議員として功を奏するためにも自己研鑽は必要で、次世代の議員の方たちの為にも必要と考える。

反対討論

藤井議員

執行部との合意が不成立なこと。また、議会基本条例の議員間討議による合意形成も不成立な状態で議員発議したこと。

賛成討論

梅田議員

議員はコロナ時代の変化に応え活動に多様性が求められている。町長の再議への思いは慮り、進め方に反省点がある一方で、必要性を認めていただいた点は大きい。

反対討論

渡邊議員

議論を重ね賛成の意はあるが、任期満了する今の時期ではない。予算流用は執行部の了解がなく町民から不信を招く。手続き不十分として今拙速に実施することは賛成できない。

賛成討論

佐伯議員

町民の願いである議員の資質向上に必要、次期議員への環境を整える意味でも今期での制定が必要と考える。

反対討論

細江議員

発議なので政活費も基本条例も反対する。私の定数削減発議は取り下げられた経緯もある。発議であれば良かった。議会活性化委員会が意味をなさず町民に理解されないと思う。

政務活動費とは

Q 政務活動費ってなあに？

A 地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用。
詳細は各自治体の条例により定められており、議会の会派又は議員に対して支給される。交付額や交付方法については、自治体により異なるが、共通しているのは議員活動の範囲に関係する費用や経費などに充てられ、議員活動とは関係ない支出は法令違反となる。

Q 調査や研修の費用は出せないの？

A 現在、議員が研修を受けたいときにだけ使える研修費は、9人で10万円です。その他の個人の政務活動は、この条例がないと公費を使うことはできない。一方町長は、公費で町長として視察や研修ができる。処遇には退職金の有無等大きな差があるのも事実です。

Q なぜ政務活動費の議論が出てきたの？

A 白川町議会では、議員報酬の増額の必要性が長年議論されてきた。個人の政務活動の視察や研修の費用は、公費では年1回程度しか出ず、自費で行っていた。特に若手議員は経済的に厳しい。申請式の政務活動費であれば、必要な議員に、透明性を確保しながら交付することができるため、条例制定の方向性には、全員が賛成した。

Q 他の町村の政務活動費は出ているの？

A 町村では全国でも10%の町村にしか条例がありません。岐阜県では、白川村だけ（月額1万円）です。市議や県議のほとんどには条例があり、交付されている。（岐阜県議396万円、岐阜市180万円、可児市24万円いずれも上限額）

議会費の内訳（年間約6,000万円）

議員報酬	年間 約3,500万円	9人分の報酬
職員給与	年間 約1,130万円	議会事務局員の給与、事務経費
議員年金	年間 約1,100万円	H23年に廃止 現在受給者は元議員11名
議会東京陳情 視察他	年間 約130万円	議会としての陳情や視察の旅費交通費など
研修費	年間 10万円	議員個人で参加する研修や視察の費用

白川町議会に関するアンケート結果

※2021/5/21～28の回答集計 ※回答数307件

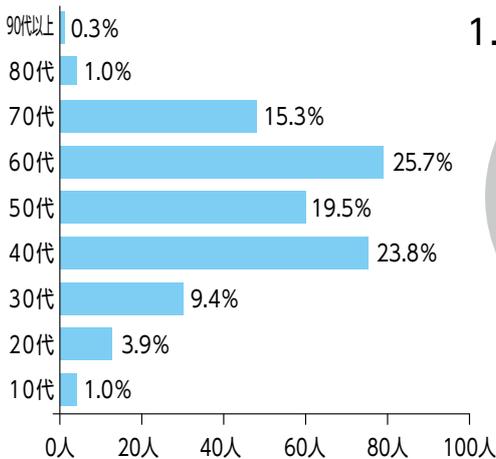
※白川町すぐメール登録者3,125人(メール 1,569人、LINE 1,595人)5月末時点

議会より昨年に引き続きWebアンケートを取らせていただきました。令和2年度の町内ウェブアンケートで、「このようなアンケートはまた行ってほしい」が70%を占めていたので、実行できたことを感謝しています。

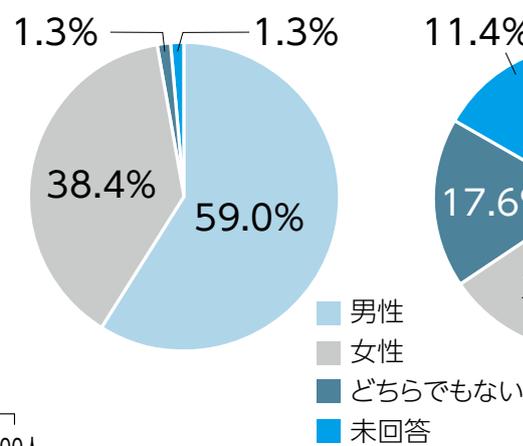
また、307名もの方にご協力をいただき誠にありがとうございました。コロナ禍にあってもできるウェブを活用し、少しでも町民の方の意見を聞き、議会活動に反映させていく事が大切だと思っています。結果をご覧いただき、町民参画の一助としていただければ幸いです。

回答者属性

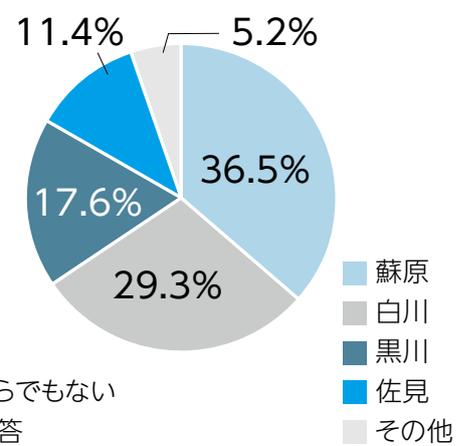
年代別回答者数



男女比

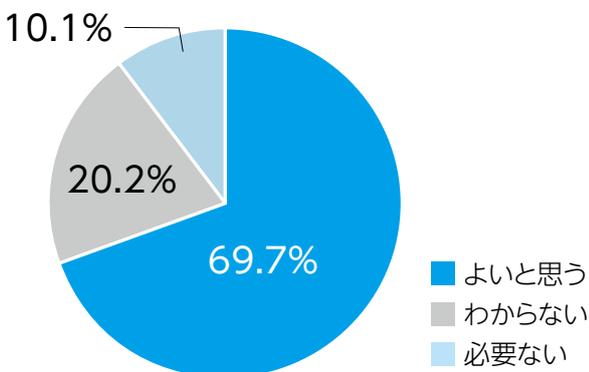


地区別回答者数



回答者の3割は60代で、続いて40代、50代、と続く。70代以降でもアンケートに積極的参加がみられた。アンケートに回答した人は、情報収集力も高いと考えられる。地区別回答では前回に続き、蘇原地区は情報登録率が高めである。地域によってバラつきがみられるため、自主防災の面からも登録者を増加する啓発活動が必要である。

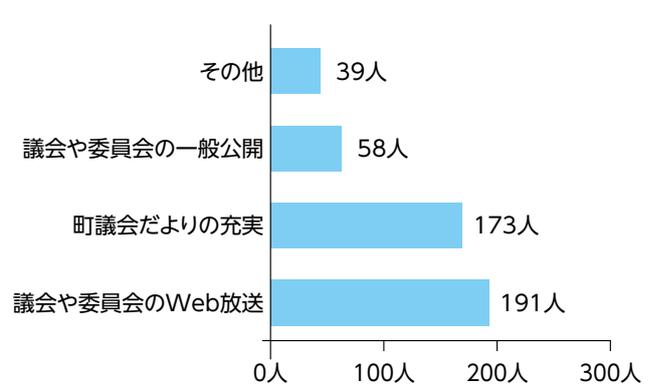
問1 議会基本条例を制定することについてどう思いますか？



議会に規律ができることで、今より議員の資質や活動姿勢が活性化することに町民の期待が込められている。

参考：全国の議会の50%で、議会基本条例が制定されている。白川町も平成24年ころ検討されたが制定までに至らず、激動の時代の今、本条例ができたことの意義は大きい。

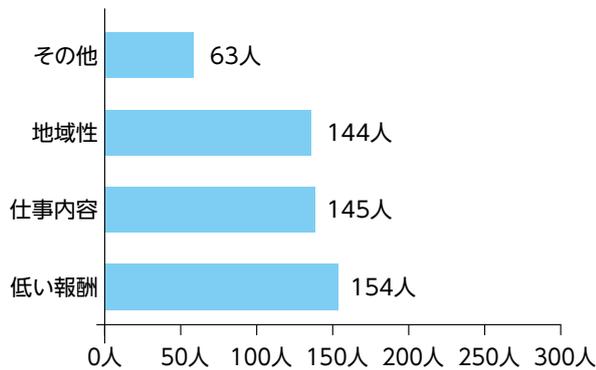
問2 議会の情報発信についてどのような方法が良いと思いますか？



ウェブ上で気軽にネットで確認できるように希望していた方が多かった。議員意見交換会や懇談会を開催するなどの意見も多数あった。議会や委員会なども含め議会活動の透明性が求められている。動画配信等の合理的な方法を用いて、議会の見える化を進めていきたい。

問3

全国的な町村議員の成り手不足の原因は何だと思いますか？

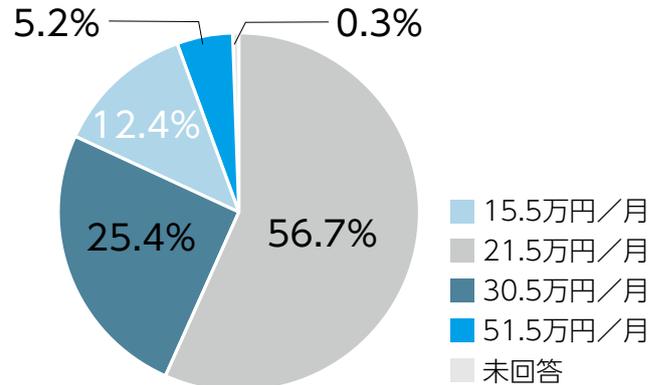


低い報酬、議員の仕事内容、議員のイメージ、古い体質、安定性のない仕事、高齢化、など魅力が感じられないという意見が多くあった。

参考：全国の町村議会の現状は、男性90.1%、女性9.9%。年齢構成は、60歳以上70歳未満52.1%、70歳以上80歳未満が22%。また職業別でみると、男性議員は農業が29.5%、無職が21.9%という構成になっている（いずれも全国町村議会議長会調べ）。このことから、日本の町村議会は「農家が年金生活者である高齢男性」という偏った構成で運営されている。

問4

白川町の議員報酬額はどのくらいだと思いますか？

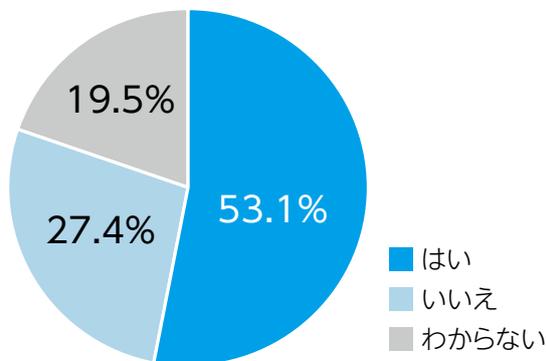


概ね回答者は正解を示した一方で、3割が30万円、1割が15万円と回答した。

参考：1000人から1万人の人口の平均議員報酬は、20万円。白川町は平均より少し多い。しかし、年金も退職金もない。また市議、県議と仕事内容は変わらないが、報酬には、2倍3倍と差がある。処遇改善は、毎年全国町村議会議長から国に要望している。今後も議員の処遇改善は、担い手確保の上でも重要である。

問5

議員の資質向上のために政務活動費(上限3万円程度/月)の交付制度があっても良いと思いますか？

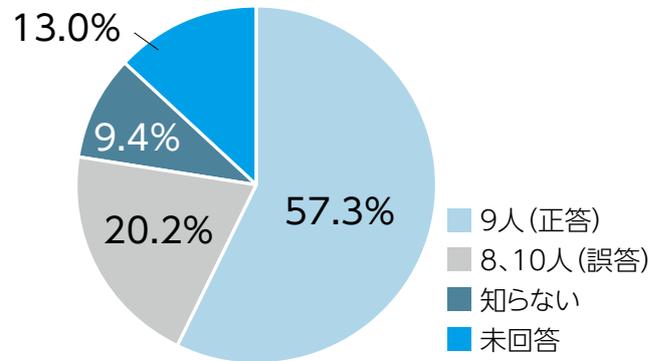


回答者の過半数があつてよいと回答した。政活費は、町民の福祉向上のため、会派や議員個人の政務活動に交付されるもので、現在白川町議会には、それにあたる条例と交付はない。

参考：地方自治法100条14項にある、議員が町行政の監視や町運営の議決を行うにあたり必要な知識や経験を得るための政務活動にかかる費用を条例をもって交付する制度です。市議、県議には制定されているが、町村では10%にしか条例がない。

問6

白川町議会議員の定数は何人ですか？



回答数の約6割が正解した。3月議会で定数削減発議が出たが、約4割の回答者は定数を正しく認識していないことも明らかになった。

参考：P3の委員長報告にもあるが、平成17年に15人から9人に定数削減した時点から、見直しがされていない。1000人から1万人の人口の町村で、9名は全国平均の定数(10.38人)より少ないこともわかった。

- ・現状の定数、報酬に関して理解している方が約6割でした、今後の町にとっての最適な定数、報酬を議論するにあたり、現状の周知をしていく必要性を感じました。
- ・今定例会で議決された「議会基本条例」について「良い」という意見が70%を超え、前回のアンケート結果でもご意見が多かった「議員の資質向上」への期待が大きいたことが伺えました。条例制定により、議会、議員の活動の見える化や、さまざまな意見交流の場づくり、研修などの自己の研鑽を行い、町民の皆さんの期待に応える、公正公平で開かれた議会・議員を目指します。



白川町議会基本条例が制定されました

議会基本条例



議会基本条例
解説書ホーム
ページ

Q1 そもそも議会基本条例って何?

議会基本条例とは、議会活動の理念や原則、制度などの基本的な事項を定めた条例です。



Q2 議会基本条例は、なぜ制定されるようになったの?



国への権限の集中から地方公共団体に権限が大きく移され、地方議会が担う役割や責務が大きくなりました。さらにコロナ禍にあり、議員の機能力、デジタル化はさらに求められています。また、市民からは資質向上、情報発信、見える化を求める声が多く、議会の活性化改革の必要性が広まり、その議会改革の取り組みを継続・発展させることを目指して、議会基本条例を制定しようという動きが大きな広がりを見せているのです。現在では50%の議会でこの条例が制定されています。

Q3 なぜ白川町に議会基本条例が必要な?

白川町議会のこれまでの改革の取り組みは、町議会の活性化に大きな役割を果たしてきました。議会改革の理念やこれらの取り組みを議会基本条例として定めることにより、普遍的ルールとして、議会改革の動きを後退させることなく、継続させることができます。また、条例にすることにより、議会だけにとどまらず、町民の皆さまや執行機関(町長など)を含めた白川町全体のルールとすることができます。町の福祉向上のため、議会がルールにのっとり全力で取り組むことを宣言しました。



議会基本条例7つのポイント

1 議会の最高規範としての位置付け

(前文)

議会及び議員の活動の指針並びに議会の最高規範として位置付け、町民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意しました。

2 議会の活動原則

(第2条)

公平性及び透明性を確保し、町民にわかりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めます。また、議員間の自由かつ達な討議を重んじ、論点、争点を明らかにします。

3 議員の活動原則

(第3条)

議員自らの資質向上に努め、町民の多様な意見を把握し、政策提言や議会審議に生かすことで町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

4 委員会の活動原則

(第4条)

委員会は、その専門性と特性を活かして調査研究に努め、積極的な政策立案と政策提案に努めます。

5 町民と議会との関係

(第7条～第8条)

町民の代表として倫理性を自覚するとともに良心及び責任感をもって、議員の品位を保持します。そして、情報公開と町民参加をすすめます。

6 議会の町長等との関係

(第9条)

町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めます。

7 議会運営と議会機能

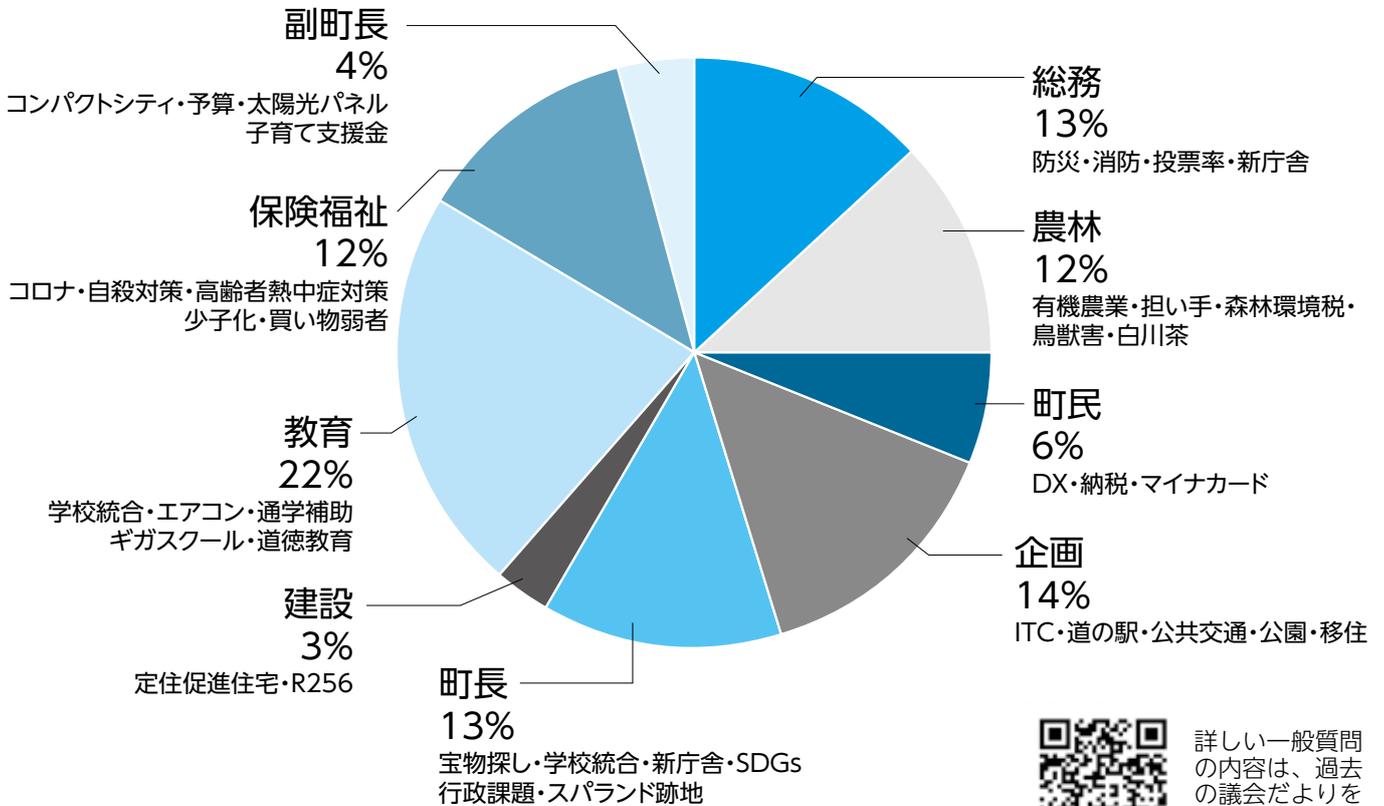
(第13条～第16条)

議員相互の討議を尽くし合意形成、議長候補者への質疑、政策立案能力の向上及び議会事務局の機能充実に努めます。

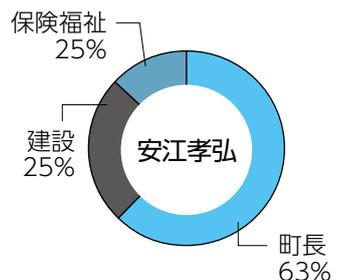
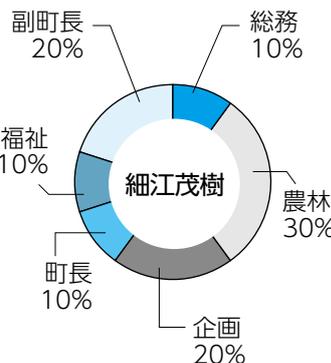
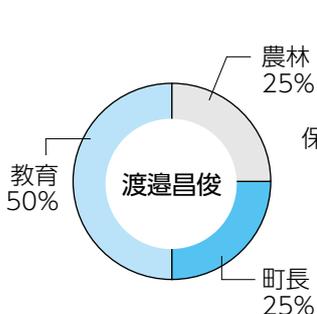
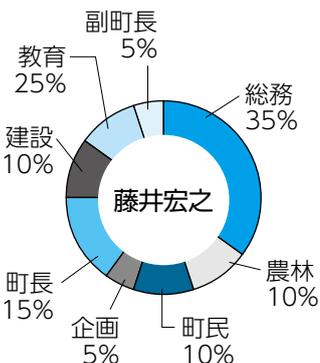
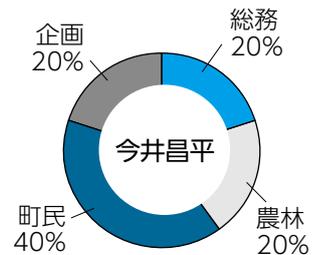
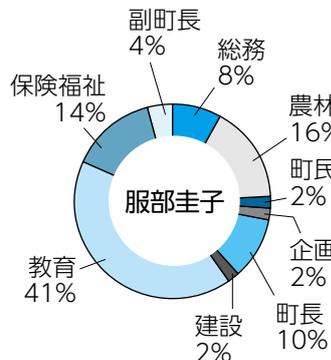
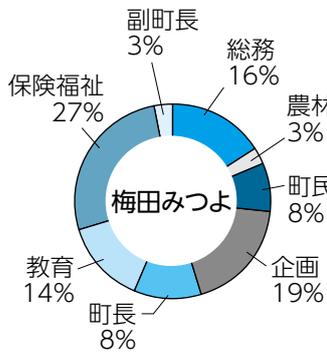
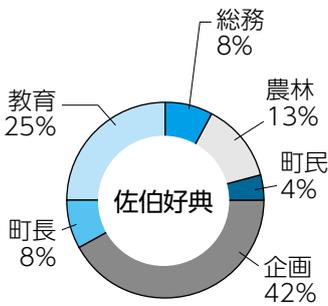
※議会基本条例は全戸に配付する予定としています。

今期4年間の一般質問を分野別・議員別に表しました。

白川町議会の一般質問の分野別・議員別表



詳しい一般質問の内容は、過去の議会だよりをご覧ください。



1つの質問の答弁者が複数の課にまたがる場合があり、%で割れない場合があります。

議会の動き(4月21日～7月30日)

5月

- 2日 旧白川小学校閉校記念碑除幕式
- 12日 新庁舎先進地視察
- 14日 可茂町村議会議長会
- 17日 議会議員協議会
庁舎建設特別委員会
- 18日 議会活性化特別委員会
- 25日 例月出納検査
- 27日 議会活性化特別委員会
- 31日 議会運営委員会

6月

- 1日 県町村議会議長会総会
- 7日 議会議員協議会
- 8日 定期監査(総務課・議会事務局)
- 11日 議会活性化特別委員会
- 14日 定期監査(企画課)
- 17日 白川町議会第2回定例会(初日)
- 18日 予算審査特別委員会
白川町議会第2回定例会(2日目)
- 21日 定期監査(建設環境課・町民課)
- 25日 議会議員協議会(議員会)
例月出納検査
- 28日 白川町議会第1回臨時会
議会広報編集委員会
- 29日 定期監査(保健福祉課)
- 30日 白川・東白川地域
公共交通活性化協議会
可茂土木事務所行政懇談会

7月

- 2日 可茂地域一部事務組合議会臨時会
- 5日 定期監査(農林課)
- 7日 東海環状自動車道
中東濃地域建設促進協議会
青雲の集い・立志式
- 12日 定期監査(教育課)
- 13日 文教民生常任委員会
議会広報編集委員会
- 15日 リニア中央新幹線建設促進
岐阜県期成同盟会
- 16日 議会広報編集委員会
- 21日 財政援助団体監査
- 26日 例月出納検査
- 30日 管内現地実査

表紙は語る

表紙の写真は、
「東濃ヒノキ白川市場協同組合」



コロナ禍で住宅産業の需要が高まり海外の木材が不足したことによる、いわゆる「ウッドショック」が発生する中で、海外からの輸入が激減した日本では国内産の木材の需要が急速に高まり、木材の値段が高騰しています。

そのような状況の中、東農ヒノキ白川市場協同組合では高山・郡上など県内各地から、さらには長野県からも木材が集まってきており、市場の日には多くの木材が山積みとなって出荷されていきます。

東農ヒノキ白川市場協同組合ではその営業努力もあり、近隣の市場と比較してより多くの木材が集まり賑わっています。

議会だよりに関するご意見やご要望がありましたら、議会事務局(Tel72-1311内線290)までご連絡ください。

あとがき

白川町議会は、町民の皆様から投票により、平成29年8月から任期をいただき早4年が経ちました。町民の皆様のご理解とご協力のお陰をもちまして、全員が任期を全うすることができました。白川町議会一同、心より感謝を申し上げます。

さて、この4年間で「平成」から「令和」へ時代を移し、そして今は「新型コロナウイルス」に見舞われ、世界は未曾有の境地に立たされています。私たちは、これまでいかに安穏で平和であったかを思い知りました。現在、日本国民は底力を発揮していますが、一向に苦労が絶えません。そして何よりこの危機で問われたのは正に「政治」ではないでしょうか。

白川町は今年の8月、町長と議員は任期満了を迎え、いずれも選挙が行われます。白川町の発展と未来のために、この激動する社会の変化に対応するため、町民の皆様も、ぜひ政治に関心をお寄せください。そして今後とも町政及び町議会に益々のご指導ご鞭撻の程を心よりお願い申し上げます。

梅田みつよ

この広報誌には再生紙を使用しています。